

請願審査特別委員会を設置

令和3年11月議会における山下議員への懲罰と一般質問の発言の一部取消しに対し、請願代表者ほか406名から、江本浩二議員を紹介議員として「山下富美子議員への懲罰と議会発言削除撤回を求める請願」が議長宛てに提出され、5月31日に受理されました。

この請願を審査するため、請願審査特別委員会が設置され、次の8人の委員により審査しました。

委員長	深田	昇
副委員長	小泉	宣子
委員	平野	謙
委員	尾藤	正弘
委員	梅沢	弘
委員	岡田	進一
委員	江本	浩二
委員	高橋	達也



本委員会は、6月20日及び24日の2日間にわたり、紹介議員に対する質疑や、委員外議員として山下議員に説明を求めるなど審査を行ってききましたが、延会となり、本会議閉会中も継続して慎重に審査する必要があるとして、委員長が議長宛てに閉会中継続審査申出書を提出しました。その後、6月28日の本会議にて、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

その後、7月11日及び20日に委員会を開催し、質疑・討論の後、採決を行い、起立採決の結果、本請願は不採択とすべきものと決しました。本委員会での審査の結果を受け、今後、本会議において本請願について採択・不採択を決定することとなります。

Q&A



請願とは？

請願とは、憲法で認められた国民の権利であり、国や地方公共団体等に意見や要望を述べるもので、地方自治法の規定により、提出には議員の紹介が必要です。市議会に提出された請願は、担当の委員会で内容を審査し、本会議で採択・不採択を決定します。

請願審査の基本的な流れ

請願審査の流れは次のとおりです。

